

平成27年5月8日 開 会

平成27年5月8日 閉 会

平成27年第1回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

5月8日（金曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	4
○欠席議員	5
○説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	5
○開　　会（午前10時00分）	6
○日程第1　議席の指定及び変更について	6
○日程第2　会議録署名議員の指名について	7
○日程第3　会期の決定について	7
○日程第4　諸般の報告について	8
○日程第5　選第1号　山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	8
○休　　憩（午前10時07分）	9
○再　　開（午前10時14分）	9
○日程第6　選第2号　岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	9
○日程第7　承第1号、日程第8　承第2号及び日程第9　議第35号から日程第15 議第41号まで	10
林市長提案説明	10
石神税務課長詳細説明	14
奥田市民環境課長詳細説明	15
○日程第16　質　　疑（承第1号、承第2号及び議第35号から議第41号まで）	16
9番　寺町知正議員質疑	16
石神税務課長答弁	16
9番　寺町知正議員質疑	17
石神税務課長答弁	17
○休　　憩（午前10時47分）	17
○再　　開（午前11時00分）	17
太田総務課長答弁	17
9番　寺町知正議員質疑	18

林市長答弁	18
9番 寺町知正議員質疑	19
奥田市民環境課長答弁	19
9番 寺町知正議員質疑	20
奥田市民環境課長答弁	20
9番 寺町知正議員質疑	20
○休憩（午前11時11分）	20
○再開（午前11時13分）	20
林市長答弁	21
○日程第17 討論（承第1号、承第2号及び議第35号から議第41号まで）	21
7番 石神 真議員賛成討論	21
○日程第18 採決（承第1号、承第2号及び議第35号から議第41号まで）	22
○休憩（午前11時18分）	23
○再開（午前11時32分）	23
○追加日程第1 議長の辞職について	24
○追加日程第2 議長の選挙について	25
○休憩（午前11時47分）	26
○再開（午後1時00分）	26
○追加日程第3 副議長の辞職について	27
○追加日程第4 副議長の選挙について	28
○日程第19 常任委員会委員の選任について	29
○休憩（午後1時16分）	30
○再開（午後1時36分）	30
○日程第20 議会運営委員会委員の選任について	30
○休憩（午後1時38分）	30
○再開（午後1時58分）	30
○追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について	31
○休憩（午後1時59分）	31
○再開（午後2時10分）	31
○日程第21 特別委員会委員の選任について	31
○休憩（午後2時13分）	32
○再開（午後2時23分）	32

○休 憩（午後 2 時24分）	32
○再 開（午後 2 時27分）	32
○追加日程第 6 議第42号 山県市監査委員の選任同意について	33
○休 憩（午後 2 時28分）	33
○再 開（午後 2 時28分）	33
林市長提案説明	33
○追加日程第 7 質 疑	33
○追加日程第 8 討 論	34
○追加日程第 9 採 決	34
○閉 会（午後 2 時32分）	35
○会議録署名者	35

平成27年5月8日

山県市議会臨時会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 臨 時 会 議 録

第1号 5月8日(金曜日)

○議事日程 第1号 平成27年5月8日

日程第1 議席の指定及び変更について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 諸般の報告について

日程第5 選第1号 山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第6 選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第7 承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

日程第8 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第9 議第35号 山県市監査委員の選任同意について

日程第10 議第36号 山県市公平委員会委員の選任同意について

日程第11 議第37号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第12 議第38号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第13 議第39号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第14 議第40号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第15 議第41号 山県市教育委員会委員の任命同意について

日程第16 質 疑

承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議第35号 山県市監査委員の選任同意について

議第36号 山県市公平委員会委員の選任同意について

議第37号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議第38号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議第39号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議第40号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議第41号 山県市教育委員会委員の任命同意について

日程第17 討 論

- 承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
議第35号 山県市監査委員の選任同意について
議第36号 山県市公平委員会委員の選任同意について
議第37号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第38号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第39号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第40号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第41号 山県市教育委員会委員の任命同意について

日程第18 採 決

- 承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
議第35号 山県市監査委員の選任同意について
議第36号 山県市公平委員会委員の選任同意について
議第37号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第38号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第39号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第40号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第41号 山県市教育委員会委員の任命同意について

日程第19 常任委員会委員の選任について

日程第20 議会運営委員会委員の選任について

日程第21 特別委員会委員の選任について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定及び変更について
日程第2 会議録署名議員の指名について
日程第3 会期の決定について
日程第4 諸般の報告について
日程第5 選第1号 山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第6	選第2号	岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第7	承第1号	山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
日程第8	承第2号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第9	議第35号	山県市監査委員の選任同意について
日程第10	議第36号	山県市公平委員会委員の選任同意について
日程第11	議第37号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第12	議第38号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第13	議第39号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第14	議第40号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第15	議第41号	山県市教育委員会委員の任命同意について
日程第16	質 疑	
	承第1号	山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
	承第2号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	議第35号	山県市監査委員の選任同意について
	議第36号	山県市公平委員会委員の選任同意について
	議第37号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第38号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第39号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第40号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第41号	山県市教育委員会委員の任命同意について
日程第17	討 論	
	承第1号	山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
	承第2号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	議第35号	山県市監査委員の選任同意について
	議第36号	山県市公平委員会委員の選任同意について
	議第37号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第38号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第39号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第40号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

- 議第41号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第18 採 決
- 承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第35号 山県市監査委員の選任同意について
- 議第36号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第37号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第38号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第39号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第40号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第41号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第19 常任委員会委員の選任について
- 日程第20 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第21 特別委員会委員の選任について
- 追加日程第1 議長の辞職について
- 追加日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第3 副議長の辞職について
- 追加日程第4 副議長の選挙について
- 追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第6 議第42号 山県市監査委員の選任同意について
- 追加日程第7 質 疑
- 追加日程第8 討 論
- 追加日程第9 採 決

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 操 知子君 | 2番 | 村 瀬 誠三君 |
| 3番 | 福 井 一徳君 | 4番 | 山 崎 通君 |
| 5番 | 吉 田 茂広君 | 6番 | 上 野 欣也君 |
| 7番 | 石 神 真君 | 8番 | 杉 山 正樹君 |
| 9番 | 寺 町 知正君 | 10番 | 尾 関 律子君 |
| 11番 | 武 藤 孝成君 | 12番 | 藤 根 圓六君 |

13番 影山春男君

14番 村瀬伊織君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	宇 野 邦 朗 君
教育長	森 田 正 男 君	総務課長	太 田 智 倫 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	石 神 彰 君
市民環境課長	奥 田 英 彦 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	藤 田 弘 子 君	産業課長	山 田 和 哉 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	大 西 敏 彦 君
まちづくり・ 企業支援課長	鷺 見 秀 夫 君	会計管理者	遠 山 治 彦 君
消防長	藤 根 好 君	学校教育課長	渡 辺 千 俊 君
生涯学習課長	梅 田 義 孝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書記	宇 野 照 泰
書記	鷺 見 芳 文		

午前10時00分開会

○議長（杉山正樹君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第1回山県市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議席の指定及び変更について

○議長（杉山正樹君） 日程第1、議席の指定及び変更について。

今回新たに当選されました操 知子君、村瀬誠三君、福井一徳の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議席番号1番、操 知子君、議席ナンバー2番、村瀬誠三君、議席番号3番、福井一徳君と指定いたします。

次に、新たに当選されました議員の議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により議席の変更をいたしたいと思っております。

お諮りいたします。議席番号4番から14番までの議席につきましては、ただいま着席のとおり変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、ただいま着席のとおり議席を変更することに決定いたしました。

4月26日に行われました市議会議員補欠選挙において当選されました、操 知子君、村瀬誠三君、福井一徳君を御紹介いたします。登壇を願います。

議席番号順に自己紹介をお願いします。

議席番号1番、操 知子君。

○1番（操 知子君） 皆様、改めましておはようございます。操 知子と申します。これからよろしくお願ひ申し上げます。

まず、私が一番取り組むことは、御高齢の方々、今の子どもたち、そして山県市に住む皆様の生活に寄り添う市政をつくるために観光、土地、農林業、商売、まちの発展など、あらゆる活性化に取り組めます。これから、皆さんにいろいろ勉強させていただきながら、精いっぱい活動してまいりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（杉山正樹君） 議席番号2番、村瀬誠三君。御挨拶をどうぞ。

○2番（村瀬誠三君） おはようございます。村瀬誠三と申します。

今までは議員の皆さん方をお願いをしながら、いろいろこういうことをやってほしいな、ああいうことをやってほしいなというふうをお願いをしていたわけですが、今回から私がその間を取り次ぐような役目になってまいりました。十分地域の皆さん方の意見を酌んで伝達するということはできないかもしれませんが、先輩の議員の皆さん方を見習いながら、精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。失礼します。

〔拍 手〕

○議長（杉山正樹君） 続きまして、議席番号3番、福井一徳君。御挨拶をどうぞ。

○3番（福井一徳君） おはようございます。日本共産党の福井一徳と申します。よろしくお願ひします。

私は選挙の期間中に2つのことを市民の皆さんにお話をしてきました。1つは、高齢者、交通弱者の足を守る、山県市全域にデマンドバスを実現したい。それから、もう一つは、議会が市民の立場に立ってしっかり行政をやっぱりチェックする、そのような役割が求められているというふうに思っていますので、議会条例や何かも含めて検討されているんですが、その一員になってこの山県市の発展のために努力をしたいというふうに思っています。ひとつよろしくお願ひいたします。

〔拍 手〕

○議長（杉山正樹君） 御苦労さんでした。もとの席にお戻りください。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（杉山正樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名について。

会議規則第81条の規定により、議長において、9番 寺町知正君、11番 武藤孝成君を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（杉山正樹君） 日程第3、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告について

○議長（杉山正樹君） 日程第4、諸般の報告について。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成27年2月から4月までの例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管してあります。

続きまして、出席いたしました会議について、報告いたします。

岐阜地域児童発達支援センター組合議会の第1回定例会が3月30日に開催され、管理者から提案されました議案を審議し、原案のとおり可決されました。

東海市議会議長会の定期総会が四日市市にて開催され、尾関副議長と出席しました。総会では、議員在職表彰が行われた後、会議に入り会務報告があり、議案を審議し、原案のとおり可決されました。

また、平成27年度東海市議会議長会の役員選任が行われ、本市が理事に選任され、あわせて全国市議会議長会の評議員に選任されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第5 選第1号 山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（杉山正樹君） 日程第5、選第1号 山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について。

地方自治法第182条の規定により選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時14分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

選挙管理委員会委員は、山口市梅原180番地、桐山綾子さん、山口市谷合1196番地、臼井康雄氏、山口市大門947番地、川島政行氏、山口市西深瀬104番地、尾関千代子氏、以上4名を指名いたします。

選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、山口市長滝27番地11、横山正文氏、第2順位、山口市大桑2005番地、速水宏雄氏、第3順位、山口市富永436番地、若山 稔氏、第4順位、山口市梅原1750番地、山田愛子氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をされました方が選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

日程第6 選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（杉山正樹君） 日程第6、選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

この選挙は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により行うものであり、市長、副市長、監査委員のうちから選出するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に林 宏優市長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名をいたしました林市長を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました林市長が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。ただいま、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました林市長が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

林市長、当選承諾及び挨拶をお願いします。

○市長（林 宏優君） ただいまは、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に推選をいただきましてありがとうございます。県の後期高齢者医療の議会につきましても、積極的に参加させていただきながら後期高齢者の皆さんの福祉向上のために努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお祈りを申し上げます。

○議長（杉山正樹君） ありがとうございます。

日程第7 承第1号、日程第8 承第2号及び日程第9 議第35号から日程第15 議第41号まで

○議長（杉山正樹君） 日程第7、承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、日程第8、承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第9、議第35号 山県市監査委員の選任同意について、日程第10、議第36号 山県市公平委員会委員の選任同意について、日程第11、議第37号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第12、議第38号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第13、議第39号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第14、議第40号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第15、議第41号 山県市教育委員会委員の任命同意について、以上、9議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、提案をさせていただきますが、提案に先立ちまして、この議会の開会に当たりまして私の市政に対します所信の一端を述べさせていただきます

いと思います。

私は、このたびの選挙におきまして無投票当選という栄誉をいただきました。引き続き市政の重責を担うこととなり、皆様方の温かい御支援に対し感謝を申し上げますとともに、市民の皆様のお負託にお応えするため、身の縮まる思いでございます。

第2期目の市政を預からせていただくに当たりまして、私は第1期目と同様に対話と共感をモットーとしまして、議会を初め、市民の皆様とともに自然の恵み多きふるさと山県を次の世代に引き継いでいく持続可能なまちづくりを目指してまいります。

過去4年間は、私は走りに走り、トップセールスを生かして国からの幾つかの補助金等を獲得するとともに内部改革を進めてまいりました。その結果、第2の夕張とやゆさられました地方債残高は激減し、近々のうちには起債許可団体を脱することが確実となつてまいりました。

しかし、人口の急減、超高齢化という大きな課題に直面しておりまして、中長期的な視点でのさらなる行政のリノベーション、刷新、改善を目指していかなければなりません。そのためには、各種の施策ごとの選択と集中が必要であると考えておりまして、時として痛みや苦痛を伴うこともございます。

そこで、市民の皆様へ積極的に行政情報を提供し、市政に関心を持っていただき、市政に積極的に参加していただき、子供たちの幸せ、将来の市民のことも考えた良識ある判断のもとで対話を進め、その対話の中から生まれてくる共感をもとにした行動によりまして、自立的で持続的な社会の創生を推進してまいり所存でございます。

特に本市は、東海環状自動車道のインターチェンジ開通が近づいており、ここ5年間はチャンス年だとも考えております。こうした時期に当たりまして、私は特に4つの施策に重点を置き、持続可能な地域づくりを全力で進めてまいり所存でございます。

1つ目は少子化対策でございます。県下でも最小であります合計特殊出生率と女性の就労支援などは喫緊の課題でございます。そこで、子育て世帯の生活支援をするとともに、男女の出会いの場を創出し、婚活支援を充実してまいりたいと考えております。

次に2つ目は、健康寿命の延伸でございます。市民の幸せは健康長寿なのでありまして、より使いやすい公民館ですとか体育施設を目指すとともに、受けやすい健康診査などへと転換してまいりたいと考えております。

3つ目は活力あるまちづくりでございます。東海環状自動車道の開通が目前に迫ってきました。道路をつくるのは国でございますが、これをきっかけに生かしていくのは市の役割でございます。そこで、インター周辺にパーク・アンド・ライドを想定いたしましたバスセンター整備を進め、ここを拠点といたしましてデマンド交通を視野に入れた

市内交通のハブ化を推進してまいります。また、都市計画の用途地域の見直しなど計画行政を推進してまいりたいと考えております。

次に、4つ目でございますが、4つ目は企業支援でございます。企業支援による働く場の確保は、市内雇用の安定化と移住定住促進につながります。商工会とも連携をし、国等の補助金獲得を支援するとともに遊休地を生かした企業誘致を推進してまいりたいと考えております。

また、去る3月22日でございますが、市の体育協会が中心となって市民の皆様が力を合わせ、人間空気椅子のギネス世界記録にチャレンジした結果、見事に世界記録が樹立されましたことは、議員各位におかれましても御承知のことと存じます。

かつて、私は東京にございますギネス社を訪問いたしまして、世界記録についてお話しする中で、本市の児童・生徒の虫歯罹患率の低さを話題にしました。そうしますと、相手方からアフリカの子供たちの例を挙げられました。また、ランチルームの話をしますとアメリカの例を挙げられ、世界一となることの困難さを痛感いたしました。

正直申し上げますと、そのとき、日本一になることさえ、なかなか困難な中にありまして、世界一ということは非常に不可能ではないかという思いがよぎりました。

本市で世界記録が樹立されたとき、私たちは現実的な合理感にとらわれ過ぎ、挑戦することもなく諦めてしまうことはないかと自問せずにはいられませんでした。山口市は人口3万人足らずの小さなまちかもしれませんが、市民が力を合わせれば世界記録さえつくれるということが実証されました。

議会を初め市民の皆様との対話と共感により、まち・ひと・しごと創生に全力を尽くしてまいりますので、これからの市政運営に当たりまして、格別の御支援、御協力をお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案いたしております議案は、専決処分案件2件、人事案件7件の計9案件でございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、順次御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、承第1号 山口市税条例等の一部を改正する条例の専決処分及び承第2号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、山口市税条例及び山口市国民健康保険税条例に一部改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、それぞれ本年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件の具体的な改正内容等につきましては、この後、それぞれ担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、同じく資料ナンバー 1 の議第35号 山口市監査委員の選任同意につきましては、地方自治法第196条第 1 項の規定によりまして監査委員 2 名のうち 1 名は識見を有する者から選任することになっております。識見を有する委員の村瀬忠敬氏が本年 5 月13日で任期満了となりますので、村瀬氏を再任することにつきまして議会の同意を求めるものでございます。任期は 4 年でございます。

村瀬氏は、山口市東深瀬にお住まいで、人格が高潔で、本市の財務管理、事業経営等に関してすぐれた識見を有し、適任者でございます。

次に、議第36号 山口市公平委員会委員の選任同意につきましては、3 名の委員で構成されております山口市公平委員会委員のうち、松永昭子氏が本年 5 月13日で任期満了となることから、松永氏を再選することにつきまして、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。任期は 4 年でございます。

松永氏は、山口市高木にお住まいで、人格が高潔で、地方自治の本旨等に理解があり、人事行政に関しても識見を有し、適任者であります。

次に、議第37号から議第40号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、地方税法第423条第 3 項の規定により、山口市高富にお住まいの中村孝太郎氏、山口市松尾にお住まいの棚橋義孝氏、山口市佐賀にお住まいの松藤顯光氏、山口市岩佐にお住まいの小森厚子氏の 4 氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。任期は 3 年でございます。

次に、議第41号 山口市教育委員会委員の任命同意につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定によりまして、本年 5 月14日で前任者の残任期間が満了となります川田八重子氏の再任をお願いするものでございます。なお、任期は 4 年でございます。

川田氏は、山口市高木にお住まいで、公平で誠実な人柄であり、人に対する優しさを持ち味とし、教育力向上に御尽力をいただいております。また、地域においても幅広い活動に積極的に参加され、市民からの信望も厚く適任者でありますので、議会の同意をお願いいたします。

以上、本臨時会に提案いたしました議案について十分御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（杉山正樹君） 御苦労さまでした。

承第 1 号について、税務課長より補足説明があります。

石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） それでは、山縣市税条例等の一部を改正する専決処分について資料ナンバー2の新旧対照表により御説明させていただきます。

平成27年度の税制改正につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点、地方創生に取り組むため税負担軽減措置等の整理合理化等を行うことを重要課題として改正が行われております。

それでは、1ページ、2ページをごらん願います。

初めに、第24条第2項中の表及び同条第4項の改正は、法人市民税均等割の税率区分の資本金等の額を法人事業税の資産割の課税標準に統一するものでございます。

続きまして、3ページから5ページにかけましての第32条の6、第32条の8、第42条の4、第42条の7につきましては、地方税法等の改正に伴う条ずれに伴う改正を行うものでございます。

次に、附則の改正について御説明をさせていただきます。

5ページをごらん願います。

附則の第7条の3の2についてでございますが、個人住民税における住宅ローン減税の居住適用期限を平成31年6月30日まで1年半延長するものでございます。これは、所得税から控除し切れなかった控除額を翌年度の住民税から控除できる制度でございます。

次に、附則第9条及び附則第9条の2についてでございますが、これは、ふるさと納税の申告特例についての規定を新設したものでございます。これは、申告手続の簡素化を図ったもので、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除が受けられる特例を創設したものでございます。

続きまして、6ページ下段の附則第10条の2は、地方税法等の改正に伴う条ずれに伴う改正を行うものでございます。

続きまして、7ページから10ページにかけましての附則第11条、第11条の2、第12条、第13条、第15条につきましては、土地に関する固定資産税等の現行の負担調整措置を3年延長するものでございます。

次に、10ページ下段からの附則第16条、軽自動車税の税率の特例についてでございますが、一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を導入するものでございます。

第1項は電気自動車等の税率を平成27年度中に初めて登録したものを平成28年度に限り約75%軽減し、表右の欄の税額にするものでございます。

11ページの第2項は、平成32年度燃費基準プラス20%達成する等の対象車を第1項と

同様に約50%軽減するものでございます。

3項につきましても、平成32年度燃費基準を達成する等の対象車を約25%軽減するものでございます。

続きまして、12ページ第2条による改正でございますが、平成27年度以降の年度分の軽自動車税について適用されるとされていた原動機付自転車と二輪車、専ら雪上を走行するものに係る税率の引き上げ時期が1年延長されたことに伴い、平成26年6月26日に公布いたしました山縣市税条例等の一部を改正する条例を変更する必要が生じたことによる山縣市税条例の一部を改正する条例の一部改正を行ったところでございます。

続きまして、14ページの第6条は軽自動車税のクリーン化特例が附則第16条に新設されたことに伴う規定の整備をするものでございます。

以上をもちまして改正文の内容について御説明させていただきました。

失礼します。

○議長（杉山正樹君） 御苦労さまでした。

承第2号について、市民環境課長より補足説明があります。

奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） それでは、承第2号 山縣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを御説明させていただきます。

地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、課税限度額及び軽減措置に係る軽減判定所得の算定金額が改正されておりますので、関係する山縣市国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。

資料2、改正条例新旧対照表16ページをごらんいただきたいと思います。

第2条及び第23条につきましては、医療給付費の基礎課税分課税限度額51万円を52万円に、後期高齢者支援均等課税額の課税限度額16万円を17万円に、介護納付金課税額の課税限度額14万円を16万円に改め、次に17ページをお願いします。17ページでは軽減措置に係る軽減判定所得の算定金額24万5,000円を26万円に、45万円を47万円に改める改正を行ったところでございます。

続きまして、資料1、山縣市議会提出議案の9ページをごらんいただきたいと思います。附則の欄でございますが、第1項では施行期日を平成27年4月1日からとするものでございます。

第2項では、今般の改正規定は平成27年度以降の国民健康保険税から適用し、平成26年度分までは従前の例によるものとするものでございます。

以上をもちまして、市民環境課に係る案件の補足説明とさせていただきます。御審議

のほどよろしく願いいたします。

○議長（杉山正樹君） 御苦労さまでした。

日程第16 質疑

○議長（杉山正樹君） 日程第16、質疑。

これより承第1号、承第2号及び議第35号から議第41号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、まず承第1号の市税条例の改正関係の中で、今の説明でまだわからないところをお聞きしますが、説明のあった資料の2の対照表でいきますけれども、5ページから6ページで附則の9条の2、ここですけど、ふるさと納税という説明はありましたけれども、内容としては簡素化したとか、確定申告などが不要になるというような説明はあったんですけども、もう少し詳しく、1つは納税する住民とか国民、他の自治体の人。あるいは山県市の住民も同じ立場ですけど、そういう納税者の立場でどうなのかということと、自治体、そのあたりがどういうふうに変ってくるのか、その点について説明をしてください。

○議長（杉山正樹君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） 御質問にお答えいたします。

寄附金控除といいますのは、ものは確定申告をしなければならない制度でございますけれども、今度の改正はその給与所得者等が確定申告をしなくてもいいという制度になったわけございまして、第1項でございますけれども、これは寄附金を受領する地方公共団体に寄附をする人が申し出ることを規定しております。

第2項は、確定申告というのは次の年に行うわけですけども、途中、転居等がされた場合は、住居変更等があった場合は、申請の内容に変更があったということで翌年の1月10日までに変更届を出すという規定でございます。

第3項は、寄附金を受領しました地方公共団体は納税者の寄附金を納めていただいた市町村長に控除に必要な情報を連絡するというところでございます。

第4項は、連絡を受けた住所地の市町村長は住民税から寄附金控除をするという制度でございます。第9条の2は当分の間ということになっておりますけれども、俗に言う、皆さん1万円をふるさとの寄附をしますと、2,000円を控除して、残りの8,000円を税額控除するというようなことございまして、当分の間2,000円を超える部分については一定の上限まで控除するというものでございまして、確定申告をしなくて済む、あとは市

町村間のやりとりで済むというような制度でございます。大変、納税者にとっては便利になったというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 課長に改めてお尋ねしますが、ふるさと納税が簡略になり便利になるということだと思えますけれども、そういうふうになると全国的に見れば当然、ふるさと納税という形で動くお金というのはふえるだろうと思うわけですが、じゃ、実際山口市にはどんな影響が出るかというところが当然気になるし、そこは考慮をされなければならないと思うんですね。

そこで、まず現状ふるさと納税というのはどういう状況か、この改正前の状況、もし件数とか額がわかればそのあたりの概要でいいですけど。じゃ、この改正をした場合に山口市としてはこれが今後、この現状がどういうふうに移っていくという予測をしているのか、大ざっぱなところでもあればお答えください。

○議長（杉山正樹君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） 現在の状況でございますけれども、現在の状況は山口市の場合は総務課のほうで寄附金をいただいております。山口市の場合はふるさと特産品というものを送りしておりますけれども、現状については済みません、詳しい金額まではちょっと、総務課のほうで後で聞いていただきたいと思います。ということでよろしいですか。

○議長（杉山正樹君） 暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 議員のお尋ねの件につきまして、御報告させていただきます。

昨年度、平成26年度の寄附金の件数ですが139件、金額が293万円強ございました。平成27年、今年度4月30日現在まででございますが今のところ10件、金額にして19万2,188円となっております。昨年度の8月にお礼の品を拡充したこと、あと、その広報が9月から始まったということもありまして、現時点で前年度と今年度を比較するということはちょっと困難かというふうに考えております。

それと、今回新設されましたこの制度でございますが、利用するときに寄附金の税額

控除に係る申告特例申請書というのが必要になってくるんですが、これについてお尋ねが1件ありましたということを御報告申し上げます。

今後の推移につきましては、ほかの自治体も同じ制度の中で進んでいくということもございまして、現時点ではちょっと予測困難というふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 率直に言って、ずっと概要でいいからと言ったときの数字とか額が答えていただけないこと自体が山県市の姿勢をあらわしているのかなと思って今聞いていますけれども、市長にお聞きしますけれども、今のような答弁の仕方はともかく、いろいろな自治体が自分の自治体へのふるさと納税をふやそうと努力しているということはよく報道されています。もちろんそれに対して意見が分かれていて、それでいいんだという意見と、いやそれはよくないんじゃない、ちょっとおかしいんじゃないという意見と2つあるというのは当初のスタートからそうでした。

じゃ、山県市は、市長はどういう方針でいくのか、昨年8月に少しお礼をふやしたということはありませんけれども、今後どうするのかということですよ。全国が今までよりももっと活発な状況になっていくという法律、条例が整った中でどうするのかということが大変重要だと思います。

そこでお聞きしたいんですけれども、納税の件数をふやすとか、額をふやすというようなことを積極的に進めていくのかということ、それから、あるいは自治体のPRにもなるのでそういったことも含めて進めていくのかというようなことですね。今後、粛々と今までどおり程度、昨年の夏以降程度なのか、もっと積極的に展開していこうとするのか、そのあたりはいかがですか。

○議長（杉山正樹君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えいたします。

このふるさと納税の制度につきましては、前回も基本的な考え方を御説明させていただきましたし、今、御質問にありますように制度を逸脱したところもあるかと思います。そんなことを思いますと今回、この説明の中にはなかったんですけれども、枠が2倍に拡充されたということは、納税者の皆さんがまたその倍の金額をそれぞれのふるさと納税を利用されるということもございまして。そういったことを踏まえながら、もう一度原点に戻りまして再検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） では次に、承第2号の国保の税条例関係ということで市民環境課長にお聞きしますが、これも資料2の対照表の16ページ、17ページが該当するということです。

ここで具体的な金額はそれぞれ対照表に書いてあるわけですが、じゃ、実際に市民の皆さんが、どういう人たちにどういう影響が出るのか、それから、その結果として市のほうがどうなるかということが重要です。

そこで、ここに出てくる2条と23条に関してですけれども、それぞれの対象となる件数のおおよその数は推定できると思います。それから、それぞれの各規定の範疇の上限の額の総額、それはどのように予測しておられるのでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 今回の改正による影響額についてでございますが、2条の2項、51万円を52万円に改正する限度額を変更する場合がございますが、平成26年度で算定した場合がございますが、139世帯程度、3項のほうの後期高齢のほうですが、79世帯、4項でございますが14万円を16万円に変更した場合は21世帯が影響するのではないかとシミュレーションをしております。合計しますと239世帯でございますが、これ、それぞれに計算しておりますので重複する世帯もございますので、130世帯ぐらいの影響ではないかと予想しております。

次に17ページのほうでございますが、17ページのほうは軽減に関する事項なんですが、2号のほうですが、こちらにつきましては5割軽減の世帯になるんですが、こちらは24万5,000円を26万円に変更することによって、37世帯ぐらい、後期高齢分を37、介護納付金分で20世帯程度が増加するのではないかと、5割世帯がふえるということですね。

次に、23条の3号、45万円を47万円に変更した場合がございますが、こちらは2割軽減世帯のことが記載してありますが、医療給付費分で12世帯、後期高齢者支援金課税分で12世帯、介護納付金世帯で8世帯、単純に合わせた場合126世帯、これちょっと入り繰りがありますので、件数は想定しておりません。影響額につきましては、この51万円を全部で4万円ほど増加するわけでございますが、そちらの課税限度額を増加することにより、約240万円ほど国民健康保険税が納める額が増加します。ただし、軽減世帯が増加しますので軽減世帯が約220万円ほど減額になるのではないかとということです。合計しますと、20万円ほど国民健康保険税は増加するのではないかと予想しております。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 課長に確認しますが、今のような国の法改正、それに伴う条例改正、そのままスライドですよね。これにおける基本的な法改正の趣旨というのは、所得の多い人たちの負担をふやして、所得の低い人たちの負担を軽減するというふうにな今の説明から受け取れる。

最終的に市も少しだけは歳入がふえるけど基本線は市民の高所得者の負担をふやす、低所得者の負担を減らすというふうで理解してよろしいでしょうか。

○議長（杉山正樹君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 今、言われたように低、中所得者の保険税の軽減のために24万5,000円を26万円に変えたということで、その不足する額を一部の高所得者の方に負担していただくという形になると思います。

以上でございます。

○議長（杉山正樹君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 私は高所得者の負担をふやして低所得者の負担を減らしたというふうに表現しましたが、今、課長の再質問の答弁は、低所得者の負担を減らして、減る分を高所得者からもらって調整をして整えたという答弁ですが、結果としては一緒なんですよね。

というふうで、そこで、市長にお尋ねしたいんですけども、法律がこういう趣旨の改正をしてきている、これは格差という問題を少しでも解消していこうという流れがあるんだろうと私は理解していますけれども、そういう法律改正の前提の中で条例改正をしていく。

今後、具体的に山県市も税率とか税額の変更というのはいずれ来ますよね。毎年なり何年かに1回は。そういうときにも、この法改正の趣旨、所得の多い人からは負担を多くいただき、所得の低い人からは負担を減らすという基本姿勢をとってほしいというふうに考えられる、私はそのように思うんですけども、市長としては今後の市税、市の国保の条例の改正のときに、そういう法律改正の趣旨を反映させていくつもりがあるのかどうかお聞きしたいです。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 暫時休憩をいたします。

午前11時11分休憩

午前11時13分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 国の制度等の趣旨を十分踏まえて進めていきたいと考えております。

○議長（杉山正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 質疑はないものと認めます。これを持ちまして、承第1号、承第2号及び議第35号から議第41号までの質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第1号、承第2号及び議第35号から議第41号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、承第1号、承第2号及び議第35号から議第41号までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第17 討論

○議長（杉山正樹君） 日程第17、討論。

これより、承第1号、承第2号及び議第35号から議第41号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 次に、賛成討論はありませんか。

石神 真君。

○7番（石神 真君） 討論することですが、先ほど質疑のところではよかったですけど、説明者のほうから自分からきちっと説明していただけたらと思っておったので僕は余分なことは言わなかったんですけど、補足説明をしていただければありがたいなど。

〔「討論に入ってから、戻ることはできません」と呼ぶ者あり〕

○7番（石神 真君） と、思ったので。

○議長（杉山正樹君） 今はほんで、賛成討論。

○7番（石神 真君） 賛成ですけれども、先ほど、暫時休憩のときに言ったやつが補足説明がいただけておればなということだけです。

○議長（杉山正樹君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 石神さん、先ほどのやつは後ほど。

討論はないものと認めます。これをもちまして、承第1号、承第2号及び議第35号から議第41号までの討論を終結いたします。

日程第18 採決

○議長（杉山正樹君） 日程第18、採決。

ただいまから、採決を行います。

承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第35号 山県市監査委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第36号 山県市公平委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第37号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第38号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第39号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第40号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第41号 山口市教育委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時18分休憩

午前11時32分再開

○副議長（尾関律子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

ただいま休憩中に、議長の杉山正樹君より議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾関律子君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（尾関律子君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、杉山正樹君の除斥を求めます。

〔杉山正樹議員 退場〕

○副議長（尾関律子君） 事務局、辞職願の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○副議長（尾関律子君） お諮りいたします。

杉山正樹君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾関律子君） 異議なしと認めます。よって、杉山正樹君の議長の辞職を許可することに決定しました。

杉山正樹君の入場を許可します。

〔杉山正樹議員 入場〕

○副議長（尾関律子君） 杉山正樹君に申し上げます。杉山正樹君が議長を辞職することは許可されました。

ここで、杉山前議長に退任の御挨拶をお願いします。

○8番（杉山正樹君） ただいま、辞職願を受理していただきました。大変、1年間という長い間、皆様方に支えていただきまして、重責を果たすことができました。私の人生におきまして1つのいい思い出ができたかな、大変緊張の連続の1年ではございましたが、ようやくちょっとは肩の荷がおりたかなという思いでございます。

市長さん初め執行部の皆さん、大変ありがとうございました。また、議員の仲間の皆さん、本当に今後とも皆さんと一緒にあって、また、議会運営に努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。

〔拍手〕

○副議長（尾関律子君） 御苦労さまでした。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾関律子君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（尾関律子君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（尾関律子君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に12番 藤根圓六君、13番 影山春男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（尾関律子君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔確 認〕

○副議長（尾関律子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（尾関律子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次投票を願います。

〔投 票〕

○副議長（尾関律子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾関律子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

藤根圓六君、影山春男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（尾関律子君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票。

有効投票中、上野欣也君13票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、上野欣也君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（尾関律子君） ただいま議長に当選されました上野欣也君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

上野欣也君、当選承諾及び挨拶をお願いします。

○議長（上野欣也君） ただいま議長に選出をいただきました。選出をいただきました議員の皆さん方に心より御礼を申し上げます。

私は議員経験も浅いほうでございますし、また、議長の重責を担っていくだけの能力はないということはよく自己認識をしております。しかし、幸い議長経験者も数名いらっしゃいますし、議員の経験も長い方もいらっしゃいますので、そのお方に御助言をいただきながら、民主主義のルールにのっとりまして適切、適正な議会運営を目指してまいります。どうか議員の皆様方、大所高所より御指導いただきますようお願いを申し上げます。また、執行機関の皆様方には、民意、民情を十分御理解いただきまして、にぎわい重視で臨んでいただきますようお願いし、御挨拶といたします。

〔拍手〕

○副議長（尾関律子君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時よりとなります。

午前11時47分休憩

午後1時00分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、副議長の尾関律子君より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 副議長の辞職について

○議長（上野欣也君） 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、尾関律子君の除斥を求めます。

〔尾関律子議員 退場〕

○議長（上野欣也君） 事務局、辞職願の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○議長（上野欣也君） お諮りいたします。

尾関律子君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、尾関律子君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

尾関律子君の入場を許可します。

〔尾関律子議員 入場〕

○議長（上野欣也君） 尾関律子君に申し上げます。尾関律子君が副議長を辞職することは許可されました。

ここで、尾関前副議長に退任の御挨拶をお願いします。

○10番（尾関律子君） この1年間、副議長という大任を拝しまして、本当に議長の補佐役という形で御挨拶をさせていただいたんですけれども、本当に議長についていくという段階の状況で、本当に反省することばかりでございます。けれども、議長のいろいろな局面での対応、そうしたものを本当に多く見させていただきながら勉強させていただいたことは、本当に今回、私の宝物になったなというふうに思います。これについては、本当に議員の皆様、また、執行部の皆様、そして、事務局の皆様本当にこういった立場をいただきましたこと、また、御協力いただいて御支援いただいたことに感謝申し上げます、お礼を申し上げる次第でございます。

これからは本当に一議員として市民の皆様の負託に応えていけるよう頑張っていきたいと思っております。まずは本当にありがとうございました。お礼申し上げます、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4 副議長の選挙について

○議長（上野欣也君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に14番 村瀬伊織君、1番 操 知子君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（上野欣也君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔確認〕

○議長（上野欣也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（上野欣也君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（上野欣也君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

村瀬伊織君、操 知子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（上野欣也君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票11票、無効投票3票。

有効投票中、武藤孝成君11票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、武藤孝成君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（上野欣也君） ただいま副議長に当選されました武藤孝成君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

武藤孝成君、当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○副議長（武藤孝成君） ただいま多くの皆さんの選出をいただきましてありがとうございます。もとより、浅学非才な私でございますけれども、議場の議員の皆さん、また、執行部の皆さん方、また、事務局の皆さん方に協力いただきながら、この1年間、議長の補佐役として頑張っておりますので、また、山県市のために頑張りますので、どうかよろしく願います。ありがとうございました。

〔拍 手〕

日程第19 常任委員会委員の選任について

○議長（上野欣也君） 日程第19、常任委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、総務産業建設委員会委員に村瀬伊織君、影山春男君、藤根圓六君、尾関律子君、寺町知正君、上野欣也、村瀬誠三君。

厚生文教委員会委員に武藤孝成君、杉山正樹君、石神 真君、吉田茂広君、山崎 通君、福井一徳君、操 知子君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました常任委員会委員の任期は、議会議員の任期満了の日までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の任期は、議会議員の任期満了の日までと決定いたしました。

これより、各常任委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

委員会開催場所の指定をいたします。

総務産業建設委員会、第1委員会室、厚生文教委員会、第2委員会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時16分休憩

午後1時36分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各常任委員会委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

総務産業建設委員会委員長、藤根圓六君、副委員長、影山春男君。

厚生文教委員会委員長、吉田茂広君、副委員長、石神 真君。

以上であります。

日程第20 議会運営委員会委員の選任について

○議長（上野欣也君） 日程第20、議会運営委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、藤根圓六君、寺町知正君、杉山正樹君、吉田茂広君、山崎 通君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました議会運営委員会委員の任期は、議会議員の任期満了の日までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の任期は、議会議員の任期満了の日までと決定いたしました。

これより、議会運営委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

場所は第1委員会室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時58分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告

いたします。

議会運営委員会委員長、杉山正樹君、副委員長、山崎 通君。

以上であります。

議会運営委員会委員長から、定例会の会期等、議会の運営に関する事項について調査するため、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

本件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。閉会中の継続調査申出書の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（上野欣也君） 追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題にします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は2時10分といたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第21 特別委員会委員の選任について

○議長（上野欣也君） 日程第21、特別委員会委員の選任について。

まちづくり特別委員会委員が、3名欠員となっています。委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、福井一徳君、村瀬誠三君、操 知子君を指名します。

先ほど、休憩中に私、上野欣也が議会改革特別委員会委員を辞任しました。したがっ

て、議会改革特別委員会委員が1名欠員となりました。委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、杉山正樹君を指名します。

ただいま選任いたしました特別委員会委員の任期は、委員会条例第3条第2項の規定により、前任者の残任期間といたします。

先ほど、議会改革特別委員会委員長より、副委員長の上野欣也から、副委員長職の辞職願、まちづくり特別委員会副委員長より、委員長の藤根圓六君から委員長職の辞職願が提出された旨の報告がありました。

これより、各特別委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

委員会開会場所の指定をいたします。

議会改革特別委員会、第1委員会室。まちづくり特別委員会、第2委員会室において選出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時23分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

議会改革特別委員会委員長、石神 真君、副委員長、尾関律子君。

まちづくり特別委員会委員長、村瀬伊織君、副委員長、吉田茂広君。

以上であります。

暫時休憩をいたします。

午後2時24分休憩

午後2時27分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま市長から議第42号が提出されました。

議第42号 山口市監査委員の選任同意についてを日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、議第42号 山口市監査委員の選任

同意についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6 議第42号 山県市監査委員の選任同意について

○議長（上野欣也君） 追加日程第6、議第42号 山県市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、尾関律子君の除斥を求めます。

〔尾関律子議員 退場〕

〔「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時28分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 提案をさせていただきます前に、本臨時会におきまして、上野欣也議員が議長に、また、武藤孝成議員が副議長に選出されました。まことにおめでとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第42号 山県市監査委員の選任同意につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員2名のうち1名は議会議員から選出することになっております。本日、議会選出の監査委員である上野欣也議員から辞職願が提出され、受理いたしましたので、後任の監査委員に尾関律子議員を選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

尾関議員は、御承知のとおり、人格は極めて高潔で、本市の財務管理及び事業経営等につきまして、知識、見識とも豊富で適任者であります。

十分な御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

追加日程第7 質疑

○議長（上野欣也君） これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第8 討論

○議長（上野欣也君） ただいまから、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

追加日程第9 採決

○議長（上野欣也君） ただいまから、採決を行います。

議第42号 山県市監査委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

尾関律子君の入場を許可します。

〔尾関律子議員 入場〕

○議長（上野欣也君） 以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。よって、本日の会議はこれで閉じ、平成27年第1回山県市議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午後 2 時32分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 杉 山 正 樹

山 県 市 議 会 議 長 上 野 欣 也

山 県 市 議 会 副 議 長 尾 関 律 子

9 番 議 員 寺 町 知 正

11 番 議 員 武 藤 孝 成